千葉県を含む東京事業エリアの処分期限

高濃度PCB廃棄物

● PCB使用変圧器・コンデンサー等

令和4年(2022年) 3月31日

● PCB使用安定器·汚染物等

令和5年(2023年) 3月31日

低濃度(微量)PCB廃棄物

令和9年(2027年) 3月31日

印字スペース w85 × h55 mm

照明器具のPCB使用安定器に関する調査票

返信の締め切り:令和 4年 7月 25日(月)

PCB使用照明器具はPCB特別措置法で定められた期限までに処分しなければなりません。 違反者は罰則等の対象となります。

お問い合わせ窓口

千葉県 PCB 特設事務局

THE THE T

受付期間:令和4年6月29日(水)~令和4年8月7日(日) TEL 0120-48-5681(受付時間 毎日8:30~17:15) FAX 0120-99-9113(24時間受付)



チーバくん

記入者情報

問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内の情報をご記入ください。

記入年月日	令和	年	月	B	
調査対象建物名			(個	人の方は記入者氏名欄に記	入してください。)
調査対象建物 所在地(地番)	例)〇〇〇市〇〇〇町3丁目223-9				
	例)建築年:昭和 46 年、建物用途:店舗 居宅、付属建物種別:車庫				
記入者氏名			記入者連絡先		_

自由記入欄



使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査は、なるべく電気工事業者や 専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)に ご相談ください。建物の竣工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとに 自由記入欄にご記入ください。

設問1 照明器具の交換について

調査 No. CA-●●●●●

照明器具とは、蛍光管ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。



所有する建物は、 昭和 52 年 4 月以降に、<u>全て</u>の 照明器具を交換している。

当てはまる回答に○を付けてください。

はい ・ いいえ ・ 不明

「はい」を選択した方は、設問2へ。「いいえ」「不明」を選択した方は設問3个。

設問 2 照明器具の保管と処分について

交換し不要となった照明器具を 全て処分した。

当てはまる回答に○を付けてください。

はい ・ いいえ

※処分せず保管しているものが1つでもあれば「いいえ」に○を付けてください。

「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した方は設問3へ。

設問 3 照明器具安定器の PCB 使用について

●設問1、2で「いいえ」または「不明」と回答した建物については、PCBが使用されている照明器具安定器が設置、または保管されている可能性があります。別紙を参考にして必ず調査を行って下さい。

電球や丸型蛍光灯器具、一般家庭 用照明器具には PCB は使われてい ません。



照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認。

蛍光灯の安定器

PCB 使用照明器具安定器を 保管または設置している。

当てはまる回答に○を付けてください。

はい・ いいえ

※千葉県内における PCB 使用安定器の処分期限は令和 5 年(2023年)3月31日までです。 処分期限を過ぎて PCB 廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性があります。

調査終了です。ご協力ありがとうございました。

ご送付いただいた調査票は、返却いたしません。

※設問 3 で「はい」と回答された方は、期限内の処分と千葉県への届け出が必要です。詳しくは、千葉県のホームページをご覧いただくか、 千葉県 環境生活部 廃棄物指導課までお問い合わせください。

